

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 45 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
ねんきん特別便で、A社に勤めていた期間に1か月の空白期間があることを知った。会社の命により異動した時期であり、退職したことは無く、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会から提出されたA厚生年金基金に係るA社（申立期間当時の勤務先は、B社C店）における申立人の加入記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された複写式となっている厚生年金基金加入員資格喪失届の資格喪失年月日欄には昭和 45 年 11 月 1 日との記載が確認できることから、事業主は、申立人が 45 年 11 月 1 日にB社C店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C店における昭和 45 年 9 月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は平成3年9月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成3年9月1日付でA社から系列会社のC社（現在は、D社）へ異動になったが申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員資格喪失届及び給付額計算書、雇用保険の加入記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（平成3年9月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員資格喪失届及び給付額計算書によると、申立人が平成3年9月1日にA社で基金加入員資格を喪失したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、E厚生年金基金の担当者は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届は複写式の様式を使用していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成3年9月1日に申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された賃金台

帳の厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

石川国民年金 事案374

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から50年3月まで

昭和43年10月ごろに退職した後、妻が私の国民年金の加入手続をし、保険料も妻が町内の公民館で納付していた。また、申立期間の途中で妻も国民年金に加入することとなり、その後は夫婦の保険料を一緒に納付していたことから、申立期間の一部は妻のみが納付済みであることは不自然であり、私の申立期間に係る保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和43年10月ごろに、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしているが、オンライン記録によると、その妻は申立期間の途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、すぐに国民年金に加入した状況はうかがえず、申立人の妻の年金制度への関心が高かったとは言い難い。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月ごろに払い出され、その際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した43年10月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しており、この時点では、申立期間の一部については、保険料納付の時効期限を経過している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続が退職後すぐに行われたことを確認できる申立期間当時の国民年金手帳を所持しておらず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 から 55 年 1 月 まで

短大を卒業し、家業の手伝いをしていたところに、母親が、国民年金への加入手続をしてくれた。国民年金保険料の納付方法については知らないが、年金手帳は、結婚した当時にA市で私が加入手続をした際の年金手帳と、婚姻前に母が加入手続をしてくれた年金手帳の2冊があった。婚姻前の年金手帳は2冊も年金手帳があるのはおかしいと母が捨ててしまった。婚姻前に加入した国民年金の納付記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、「母親が国民年金への加入手続を行い、母親自身と私の国民年金保険料を町内会の集金で支払っていた。」と述べているが、申立人自身はそれらに直接関与しておらず、その母親は既に死亡しているため、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、婚姻後の国民年金保険料をその母親が町内会で納付してくれたと主張しているが、申立人に係る戸籍の附票から婚姻前に転居した事実などが確認できるなど、申立人の主張に矛盾がある。

加えて、申立人は、婚姻前に別の年金手帳を所有していたと主張しているが、婚姻前の住所地を管轄する年金事務所には申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案376

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から54年3月まで

結婚を機に住所を移し、近くにあった市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、正規の職を得るまでの間、国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっていることが納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、近所の市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付したと供述している。

しかし、国民年金の加入手続きが行われた市の国民年金被保険者名簿には、作成日が昭和54年8月31日と記載されており、その時点で申立期間の保険料は既に過年度保険料となることから、市役所の出張所では納付することができない。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）が申立期間の保険料納付書を送付したと推測される昭和55年7月以降には、既に別の市町村へ転居している上、就職したばかりで忙しい時期であったため、保険料納付書についての記憶は無いと述べており、スケジュールや家計に係るメモを付けていた55年のメモ帳にも国民年金に係る保険料請求や納付に関する記述は無いとしている。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年6月1日から51年12月1日まで
私は、申立期間について、A社（現在は、B社）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 6 月 1 日からA社に勤務したと述べているが、記憶している商品本部の場所、社員旅行の行き先及び複数の同僚等の供述から判断すると、同年 12 月までは同社に在籍していなかったことが推認できる。

また、A社の関係者は、「当時、入社後3か月間は見習として厚生年金保険等に参加させなかった。途中入社の場合は半年ぐらい加入させなかったこともある。」と供述している上、複数の同僚は、いずれも「試用期間があった。」と供述しており、当該同僚の一人は、「ヘッドハンティングされて入社したにもかかわらず、入社から4か月は厚生年金保険に参加できなかった。」と具体的に供述していることから、同社は入社と同時に従業員を厚生年金保険に参加させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社は、当時の関係資料は残っていないと回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 8 月まで

私は、40 年間働いてきたが、給料が下がった記憶はない。申立期間の標準報酬月額が低くなっているため、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間当時、申立人と同じ職場であった複数の同僚の記録についても、申立人と同様、昭和 59 年 9 月に標準報酬月額が 2 等級以上上がり、翌 60 年 10 月に 2 等級以上下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

また、申立人と同じように標準報酬月額が変動している当時の同僚は、「自分についての記録に間違いがあるとは思っていない。」と述べており、当該同僚から提出された昭和 57 年から 63 年までの源泉徴収票を確認したところ、60 年の総支給額は実際に下がっており、源泉徴収票に記載された同年の社会保険料控除額とオンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険料額と厚生年金保険料額の合計金額も、おおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立人及び当時の同僚の厚生年金保険被保険者原票に記載されている昭和 51 年から 61 年までの標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、標準報酬月額を訂正するなどの不自然な記録の訂正等の形跡も認められない。

加えて、A社B工場では、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控

除について確認できる賃金台帳等の資料を保有していないとしていることから、申立人の標準報酬月額及び保険料控除について確認できず、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 4 月 15 日まで
私は、昭和 32 年 6 月から A 事業所（現在は、B 社）に勤務している。同年 10 月 27 日には会社の慰安旅行にも参加し、その時写した写真も持っている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和 32 年 10 月 27 日には A 事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と資格取得日が同じ昭和 33 年 4 月 15 日となっている同僚は、「私は、学校を卒業後の昭和 32 年 4 月ごろに A 事業所へ入社した。」と述べている上、上述の写真を撮影した同僚は、A 事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無く、「私は A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、同事業所が、従業員について厚生年金保険の加入手続を入社と同時に行っている状況はうかがえない。

また、B 社は、「当時の事業主は亡くなっており、人事記録等の資料も保有しておらず、申立人の A 事業所における勤務及び保険料控除の実態が確認できない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。